

平成 11 年度 包括外部監査の結果報告書(自動車運送事業)の概要

第 1 外部監査の概要

外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

選定した監査テーマ

自動車運送事業の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」

外部監査の対象期間

平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで

監査の要点

1. 財務事務

- 収納金は適時にかつ正確に管理されているか
- 人件費の支出は法令等に準拠しているか
- 固定資産の取得、管理及び会計処理は法令等に準拠しているか
- 主要経費（自動車燃料費、委託費）の購入契約、支出、会計処理は法令等に準拠しているか
- 補助金の受入は法令等に準拠しているか

2. 管理運営事務

- 人員配置、勤務体制は効率的か
- 効率的な運行管理が行われているか
- 営業路線別・営業所別の損益管理は適切に実施されているか
- 車両は効率的に配置、稼働されているか
- 所有不動産の利用状況はどうか。遊休状態のものはないか

外部監査の実施期間

平成 11 年 9 月 27 日から平成 12 年 3 月 22 日まで

第2 外部監査の結果

関連出資団体への委託料

関連出資団体である仙台交通(株)へ車両清掃に関する業務を随意契約により委託しているが、車両清掃業務は車両整備業務とは異なり単純作業に近く特殊な技術を必要としない。よって随意契約とすることの積極的な理由付けがない。仙台交通(株)へ支出した車両清掃費は平成8年度、平成9年度はそれぞれ80百万円、平成10年度は81百万円である。

固定資産台帳の記録の正確性

平成11年3月31日現在の固定資産の帳簿記録残高と固定資産台帳残高との間に差異が生じていた。差異額は僅少であるが「仙台市交通局会計規程」第148条第15条(帳簿の照合)に基づき、少なくとも毎年度の決算の際に帳簿記録残高と固定資産台帳残高と照合を行い、会計記録の正確性を確かめる必要がある。

有形固定資産の管理と実査

「仙台市交通局会計規程」において固定資産の実査の実施が規定されていない。そのため、固定資産の実査を実施していない部課があり、固定資産台帳には記載されているが固定資産の現物が見当たらないものが散見された。

また、平成11年3月31日現在の固定資産台帳の閲覧、質問を行ったところ、バス車両の除却未処理11件、工具器具備品の除却未処理53件が判明した。固定資産の現物のないものについては、除却を行ったとのことであるが、除却手続を経ずに除却しているものについては、仙台市交通局会計規程148条の3(処分手続)の決裁規定に準拠していない。

今後このような除却未処理等を防止するには、固定資産の異動に関する手続の徹底を図るとともに、定期的な固定資産の実査を実施することが必要である。

第3 結果報告書に添えて提出する意見の概要

バス事業の経済性の発揮と公共性の確保

1. バス事業の経営状況
歯止めのかからない年間利用者数の減少により厳しい経営状況にある。
2. バス事業の今後の収支の検討
より現実に即した将来の健全化計画を作成する必要がある。
3. バス事業の一般会計からの補填
過去5年間における年間平均約38億円の一般会計よりの補助金について、その性格、支出の効果等を総合的に判断して再検討する必要がある。
 - 交通事業経営健全化対策補助金
 - 地域路線運行補助金
4. バス事業の損失発生状況と今後の検討課題
 - バス事業の損失発生状況
今後の収支状況、損益状況は非常に厳しいものがある。
 - バス事業の今後のあり方
増収対策、人件費管理、経営の合理化、効率化等をより一層追求することが、今後のバス事業健全化のために必要不可欠である。
5. バス事業の経営管理体制
 - バス事業の経営管理体制について
経営幹部職員を育成し、組織的な経営管理が必要である。
 - バス事業の損益管理
より実効的な予算管理、路線別採算性の検討及び営業所別損益の把握等による損益管理が必要である。
 - バス運行管理
回送バスの減少と車両の効率的な利用を図るべきである。

会計処理

1. 退職給与引当金の計上
財政状態、経営成績を明瞭に示す上で企業会計原則に従って職員の退職給与引当金を計上することが望ましい。

人件費

1．人事交流職員の人件費負担

市長部局からの人事交流職員の人件費について市長部局の一部負担制度の創設を検討すべきである。

2．給与の口座振替の促進

職員に対する給与支給はできるかぎり口座振替の方向で検討することが望ましい。

遊休土地の有効利用

遊休土地の早期処分が望まれる。

以上